

# 7月から 福祉医療制度が変わります

福祉医療制度は、兵庫県と市の補助により、医療機関で受診されたときの自己負担（保険診療分）が軽減される制度です。平成21年7月から県の制度改正に伴い、加東市においても同制度を適用するため、所得制限と一部負担金の変更になります。この改正により、老人医療費助成制度においては、低所得者に重点をおいた制度となります。なお、乳幼児等医療費助成制度については、平成20年7月から市単独事業を継続するため、所得制限のみの変更で一部負担金の変更はありません。



問い合わせ  
市民安全部保険・医療課  
(滝野庁舎)  
☎ 48・3004

## 重度障害者(障)および 高齢重度障害者医療費助成制度(高)

対象者は、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方です。

## 乳幼児等医療費助成制度(乳)

対象者は、0歳から12歳(小学校6年生)までの乳児、幼児、児童です。

## 母子家庭等医療費助成制度(母)

対象者は、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、および遺児(ただし、お子さんが18歳に達する年度の末まで)です。

の改正について

### 【障 高 乳の所得基準額の改正点】

所得基準額が次のように変わります

本人、配偶者、扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5,000円未満の方が対象になります。市町村民税所得割額が23万5,000円以上でも、現在の制度の所得基準を満たす対象者は、平成23年6月末まで経過措置の対象となります。ただし、乳幼児等医療制度については、1歳になる月の末日までは所得制限がないため、全員に受給資格があります。

現在の所得基準 扶養人数に応じて限 度額が異なります。	現在の制度		平成21年7月から 平成23年7月から	
	一般	経過措置	一般	一般
年金・給与収入 65万円以下	低所得者	低所得者	低所得者	低所得者

市町村民税所得割税額  
23万5,000円未満  
年金収入が80万円以下、  
もしくは年金収入を加え  
た所得が80万円以下

### 【母の所得基準額の改正点】

所得基準額に変更はありませんが、低所得者の区分を拡大します

現在の所得基準 扶養人数に応じて限 度額が異なります。	現在の制度		平成21年7月から 平成23年7月から	
	一般	一般	一般	一般
年金・給与収入 65万円以下	低所得者	低所得者	低所得者	低所得者

年金収入が80万円以下、  
もしくは年金収入を加え  
た所得が80万円以下

### 【障 高 母の一部負担金の改正点】

7月からのひとつの医療機関や薬局での1か月の負担額は次のとおりです。

負担区分	改正前		改正後	
	外来	入院	外来	入院
経過措置			1日900円限度 (月2回まで)	1割負担 (3,600円まで)
一般	1日500円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,000円まで)	1日600円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,400円まで)
低所得世帯	1日300円限度 (月2回まで)	1割負担 (1,200円まで)	1日400円限度 (月2回まで)	1割負担 (1,600円まで)

母子家庭等医療費助成制度では、所得基準に変更がないため、経過措置の対象者はありません。

入院の一部負担金を3か月連続して支払われた場合、4か月目以降の負担はありません。

保険診療分のみ(入院時食事標準負担額は除く)が対象になります。

### 【乳の一部負担金は変わりません】

平成20年7月からの市単独事業を継続するため、一部負担金の変更はなく、0歳から小学校3年生までは入院、通院の一部負担金が無料、小学校4年生から6年生は入院の一部負担金が無料(申請による助成)です。

### 老人医療費助成制度(老)の改正について

対象者は、65歳以上69歳以下の方です。

#### 【改正点】

所得基準額が次のように変わります

市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方が対象になります。

現在の制度の低所得に該当する方(市町村民税非課税世帯)で、年金収入を加えた所得が80万円を超える方は、平成23年6月末まで経過措置の対象となります。また、現在の制度で一般の区分に該当する方は、新制度では老人医療費助成制度の対象外となります。

市町村民税非課税の方で、現役並み所得世帯に属さない方	現在の制度		平成21年7月から 平成23年7月から	
	一般 (2割負担)	助成対象外(3割負担)	経過措置 (2割負担)	低所得者 (2割負担)
世帯全員が市町村民税非課税	低所得者 (2割負担)		低所得者 (2割負担)	低所得者 (2割負担)
年金・給与収入 65万円以下	低所得者 (1割負担)		低所得者 (1割負担)	低所得者 (1割負担)

世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下  
世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員が年金収入80万円以下かつ所得がないこと

#### 老人医療費助成制度の1か月の負担限度額 - 変更はありません -

区分		負担割合	入院(個人)	外来(個人)	同じ世帯の老人医療費受給者 全員の一部負担金の合計額
市町村民 税非課税 世帯	低所得者	2割	24,600円	8,000円	24,600円
	低所得者	1割	15,000円		15,000円

(注) 低所得者 ...世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方(80万円を超える方でも、世帯全員が市町村民税非課税の場合は、平成23年6月末までは経過措置として対象になります)

低所得者 ...世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員が年金収入80万円以下かつ他に所得がない方

保険診療分のみ(入院時食事標準負担額は除く)が対象になります。